

令和元年度本校短期研修「審判実務」教材

審判所長講話

[科 目] 所長講話
[講義日時] 令和元年7月30日(火)
自 15:00 至 16:30
[講 師] 国税不服審判所
所長 脇 博人

税 务 大 学 校

国税不服審判所の現状と課題

第1 はじめに

第2 国税不服審判所について

1 任務及び使命

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である（国税通則法78条1項）。

その使命は、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することにある。

2 国税不服審判所の創設の経緯等

(1) 戦前

(2) 戦後

昭和24年のシャウプ勧告に基づき、課税処分に対する「異議処理機構」として昭和25年に国税庁及び国税局の附属機関として「協議団」が設置された。

(3) 審判所創設

協議団設置後、税務当局からの独立や行政の統一性のある運用などの議論を踏まえて取りまとめられた昭和43年7月の税制調査会答申を受け、昭和45年の国税通則法の改正により、同年5月1日、国税不服審判所が創設された。

(4) その後

一層の中立公正さや納税者の便宜に資するべく改革がされてきている。

3 国税不服審判所の特色

(1) 処分権と裁決権との分離

国税不服審判所長の裁決権（国税通則法98条）

裁決は、関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断であり、原処分庁は裁決に不服があっても提訴することはできない。

原処分を取り消し、又は変更する裁決があれば、裁決自体の効力により、違法又は不当とされた原処分は当然に取り消され、又は変更される。

国税通則法第102条第1項は、「裁決は、関係行政庁を拘束する。」と規定しており、原処分庁その他の関係行政庁は、裁決で示された判断と抵触する再度の処分等を行うことは許されない。

(2) 国税庁長官通達との関係

国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決を行うことができる。国税通則法第99条は、このことを明らかにするとともに、執行機関（国税庁長官）と裁決機関（国税不服審判所長）の意見を調整する手続について規定している。

過去に99条が適用されたことは9件あるが国税審議会の議決に至ったものはない。

(3) 外部からの人材登用

- ア 本部所長は裁判官
- イ 裁判官・検察官から審判官への任用
- ウ 民間専門家（弁護士・税理士・公認会計士等）の審判官への任用

第3 事件処理の現状と課題

1 事件処理の心構え

- (1) 「意識的な立場の切り替え」が必要
- (2) 職権主義（職権探知主義）について

2 適正迅速な事件処理のために

- (1) 早期かつ的確な争点整理

- ア 争点整理とは
 - 課税要件事実・立証責任を確認すること。
- イ 争点整理のあり方
 - 心証開示について
- ウ 争点主義的運営

- (2) 調査

- 職権調査のあり方

(3) 合議

- ア 合議とは
- イ 合議のメリット
- ウ 合議の心構え
 - ・乗り降り自由
 - ・裁判所の場合

(4) 事実認定

事例で学ぶ審理・事実認定入門

(5) 迅速さと適正のバランス

何のための迅速か。

紛争の一回的解決

第4 近時の事件動向と課題【別添資料1, 2】

1 処理件数とその内容

- (1) 新受件数・既済件数
- (2) 直審事件の件数と割合
- (3) 1年以内処理
- (4) 認容割合

2 事件処理以外の審判所の課題

- (1) ウェブ会議システムの活用
- (2) 50周年記念行事の準備
- (3) その他

第5 おわりに

良好な職場環境とワークライフバランスの推進

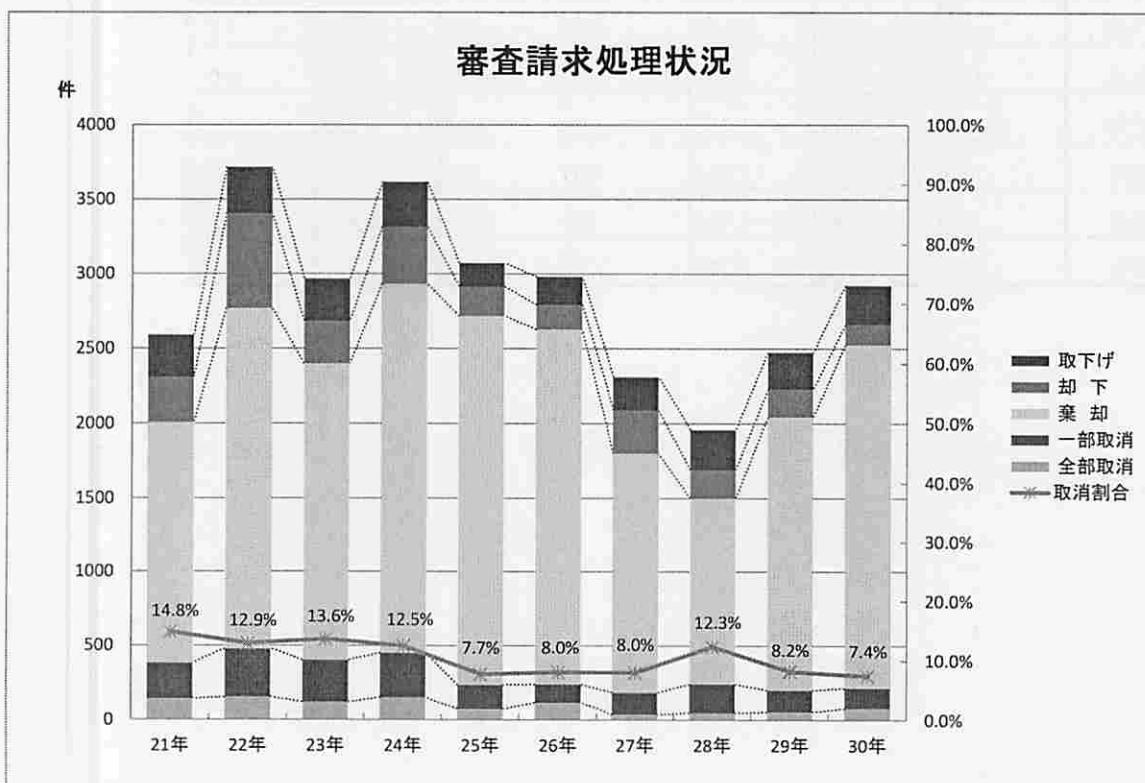
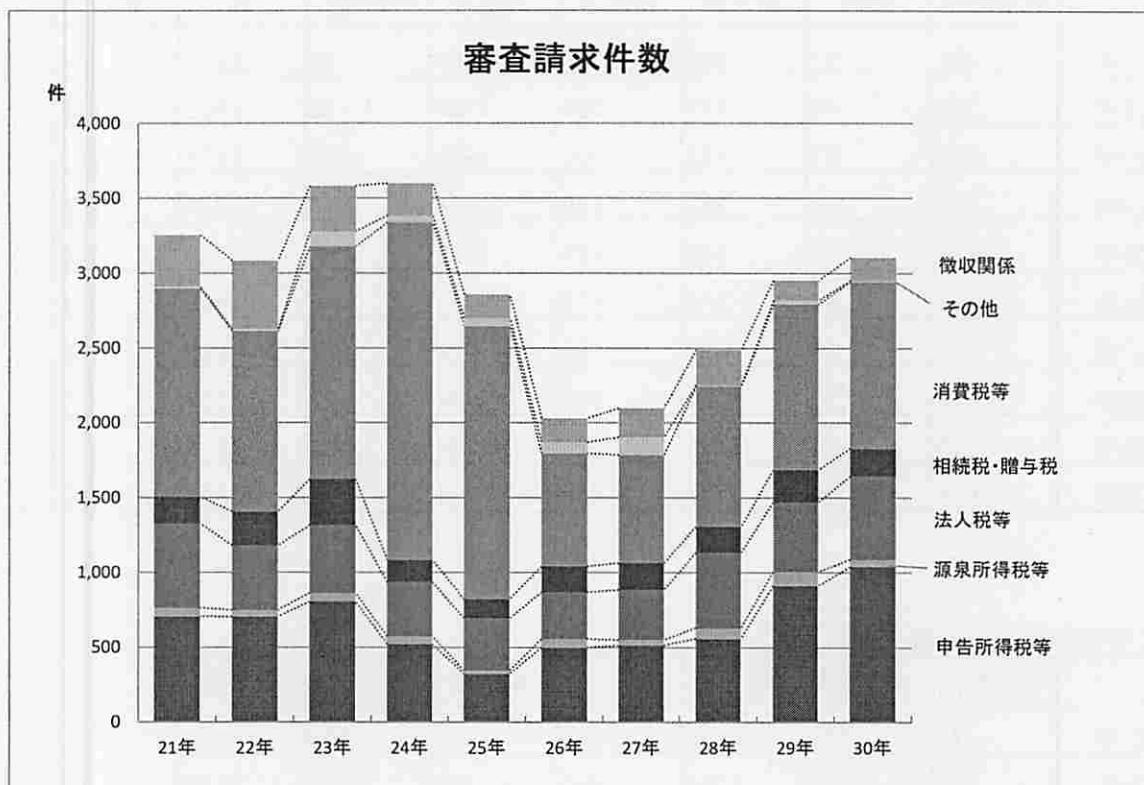
(以上)

令和元年度本校短期研修「審判実務」教材

審判所長講話
(参考資料)

[科 目] 所長講話
[講義日時] 令和元年 7月30日 (火)
自 15:00 至 16:30
[講 師] 国税不服審判所
所長 脇 博人

税 务 大 学 校



○ 審査請求請求件数

	申告所得	源泉	法人等	相続等	消費等	その他	計	徴収	合計
21年	706	57	563	179	1390	15	2,910	344	3,254
22年	705	44	429	229	1206	12	2,625	459	3,084
23年	806	57	453	307	1555	100	3,278	303	3,581
24年	521	51	362	149	2254	47	3,384	214	3,598
25年	321	23	349	128	1825	54	2,700	155	2,855
26年	499	56	314	172	754	74	1,869	161	2,030
27年	514	36	334	180	721	117	1,902	196	2,098
28年	558	72	504	172	937	10	2,253	235	2,488
29年	910	94	465	216	1,106	27	2,818	135	2,953
30年	1,038	49	557	185	1,114	8	2,951	153	3,104

○ 審査請求処理件数

	全部取消	一部取消	棄却	却下	取下げ	計	認容割合
21年	143	241	1,620	304	285	2,593	14.8%
22年	153	326	2,289	640	309	3,717	12.9%
23年	119	285	1,994	285	284	2,967	13.6%
24年	150	301	2,482	381	304	3,618	12.5%
25年	73	163	2,481	197	159	3,073	7.7%
26年	117	122	2,388	165	188	2,980	8.0%
27年	37	147	1,615	289	223	2,311	8.0%
28年	49	192	1,258	191	269	1,959	12.3%
29年	54	148	1,840	186	247	2,475	8.2%
30年	77	139	2,310	136	261	2,923	7.4%

資料2

1 審査請求の発生状況

(単位：件、%)

区分	課 税 関 係						徴 収 関 係	合 計	
	申 告 所得税等	源 泉 所得税等	法 人 税 等	相 続 税 贈 与 税	消費 税 等	そ の 他			
29年度	内直審605 内二審305 910	内直審 65 内二審 29 94	内直審298 内二審167 465	内直審172 内二審 44 216	内直審761 内二審345 1,106	内直審 24 内二審 3 27	内直審1,925 内二審 893 2,818	内直審 95 内二審 40 135	内直審2,020 内二審 933 2,953
30年度	内直審648 内二審390 1,038	内直審 40 内二審 9 49	内直審415 内二審142 557	内直審118 内二審 67 185	内直審612 内二審502 1,114	内直審 8 内二審 0 8	内直審1,841 内二審1,110 2,951	内直審117 内二審 36 153	内直審1,958 内二審1,146 3,104
前年度比	107.1 127.9 114.1	61.5 31.0 52.1	139.3 85.0 119.8	68.6 152.3 85.6	80.4 145.5 100.7	33.3 皆減 29.6	95.6 124.3 104.7	123.2 90.0 113.3	96.9 122.8 105.1

※1 「申告所得税等」は、申告所得税及び復興特別所得税の件数です。

※2 「源泉所得税等」は、源泉所得税及び復興特別所得税の件数です。

※3 「法人税等」は、法人税、地方法人税及び復興特別法人税の件数です。

※4 「消費税等」は、消費税及び地方消費税の件数です。

※5 「29年度」及び「30年度」の各欄の内書きは、「内直審」が異議申立て又は再調査の請求を経ないで直接審査請求のあった件数で、「内二審」が異議申立て又は再調査の請求を経た審査請求の件数です。

※6 「前年度比」の各欄の数値は、上段から「内直審」の件数の対前年度比、「内二審」の件数の対前年度比及び全件数の対前年度比を表します。

※7 平成30年度の審査請求の発生件数に占める直接審査請求の割合は、63.1%です。

2 審査請求の処理状況

(単位：件、%)

区分	要処理 件数	審 査 請 求 の 処 理 状 況						未 濟	1年以内 処理件数 割 合
		取 下 ゲ	却 下	棄 却	認 容		合 計		
						一 部	全 部		
29年度 (構成比)	4,889	247 (10.0)	186 (7.5)	1,840 (74.3)	202 (8.2)	148 (6.0)	54 (2.2)	2,475 (100.0)	2,414 99.2
課 稅 関 係	4,669	225	129	1,752	189	147	42	2,295	2,374 99.2
徴 収 関 係	220	22	57	88	13	1	12	180	40 99.4
30年度 (構成比)	5,518	261 (8.9)	136 (4.7)	2,310 (79.0)	216 (7.4)	139 (4.8)	77 (2.6)	2,923 (100.0)	2,595 99.5
課 稅 関 係	5,325	216	95	2,263	213	136	77	2,787	2,538 99.5
徴 収 関 係	193	45	41	47	3	3	0	136	57 100.0

※ 1年以内処理件数割合については、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出しています。